

土佐清水市

高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

【2018(平成30)～2020(平成32)年度】

1 計画の趣旨

本市の高齢化は、全国平均を20年以上先行して進んでおり、すでに市全体で45%を超える状況となっています。こうした状況の中、本市がこれまで取組んできた「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していくことを目的に、2018(平成30)年度から2020(平成32)年度までの3年間の計画期間として本計画を策定します。

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づく市町村計画として策定するとともに、本市独自の「総合福祉」の考え方に基づき、他の福祉に関する計画、高知県の関連計画とも整合をとり、一体的に施策を展開します。

計画の期間

期別	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2021 (平成33)年度	2022 (平成34)年度	2023 (平成35)年度	2024 (平成36)年度	2025 (平成37)年度	2026 (平成38)年度
第7期	本計画期間								
第8期				→					
第9期							→		

2 介護保険制度の動向

2018(平成30)年度の主な制度改正の主な項目は、次の通りです。

地域包括ケアシステムの深化・推進に関すること

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 医療・介護の連携の推進等
- 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

介護保険制度の持続可能性の確保

- 現役世代並みの所得のある者の利用者負担の見直し
- 介護納付金における総額報酬の導入

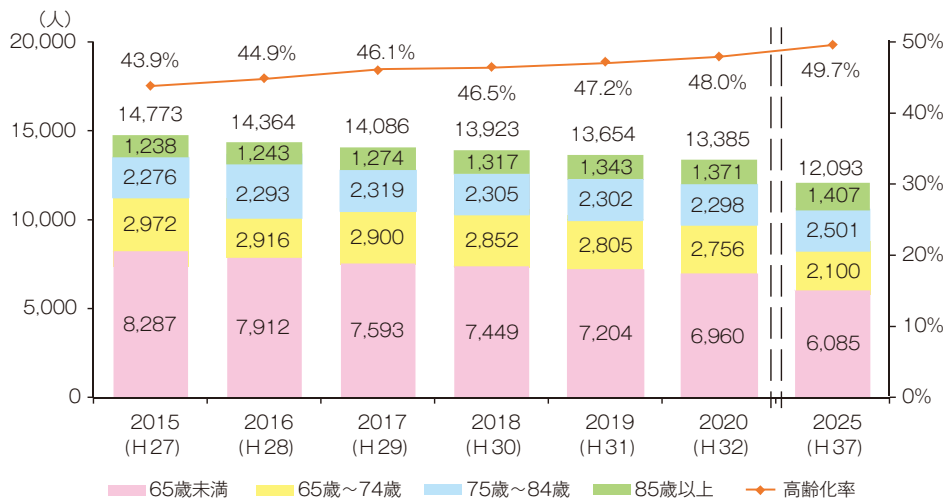


3 高齢者・介護保険を取り巻く現状

①人口・高齢化率

本市は高齢化率が45%を超えており、本計画の最終年度である2020（平成32）年度には、高齢化率48.0%、2025（平成37）年度には高齢化率49.7%まで増加することが推計されます。また、2018（平成30）年以降の見込みでは、65歳～74歳、75歳～84歳の高齢者数は減少することが推計されますが、85歳以上の高齢者数は増加すると考えられます。

高齢者数と高齢化率の推移

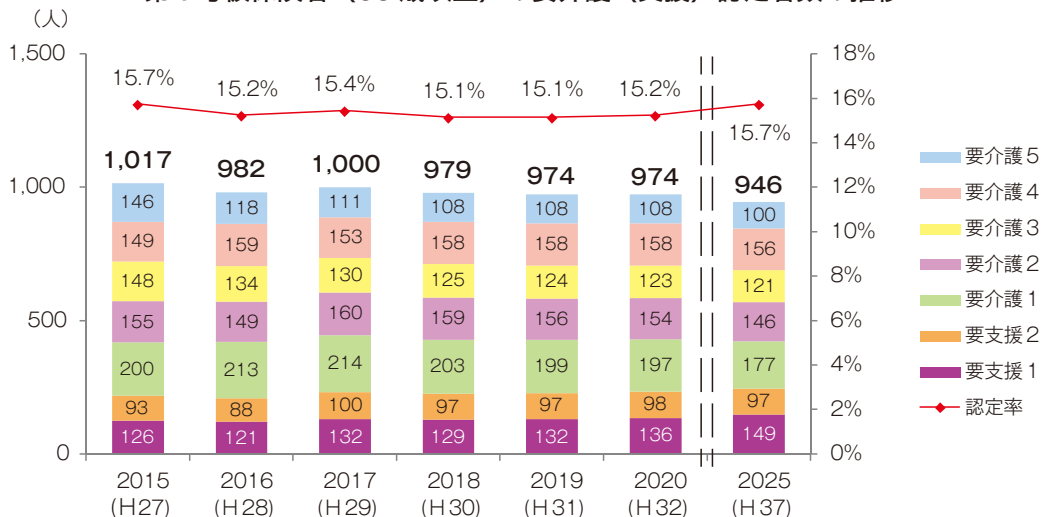


出典：2015（平成27）年～2017（平成29）年は、住民基本台帳9月末の人口数。
2018（平成30）年～2025（平成37）年は、住民基本台帳をもとにしたコーホートセンサス変化率法による推計。

②要介護認定者数・認定率

要介護（支援）認定者数は、要介護1～5の人数が減少しており、介護予防・重度化防止の取り組みの効果があらわれていると考えられます。2018（平成30）年以降は、介護予防の効果も見込みながら、認定者数は1,000人弱で推移していくと見込みます。

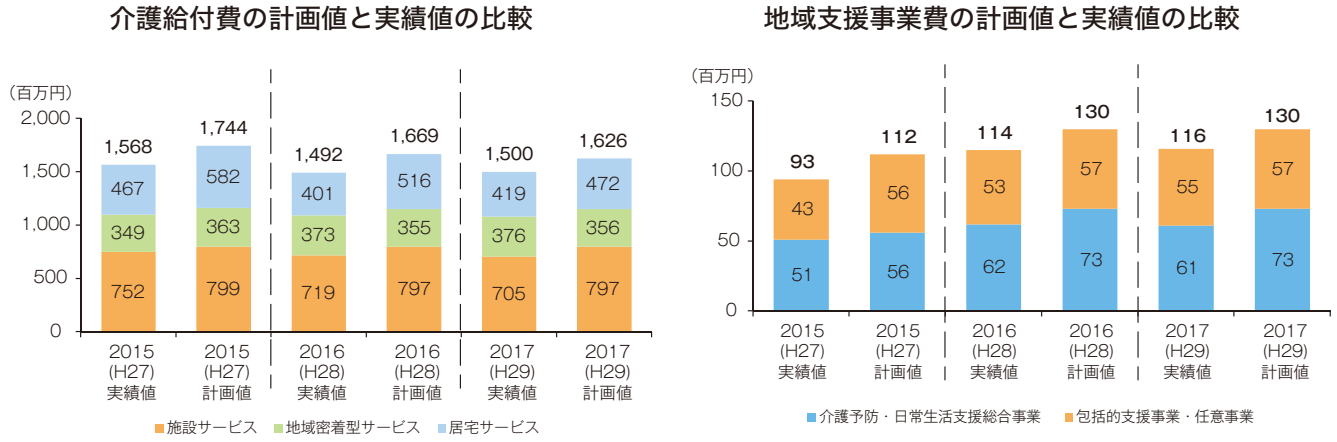
第1号被保険者（65歳以上）の要介護（支援）認定者数の推移



出典：2015（平成27）年～2017（平成29）年は、介護保険事業状況報告の実績値（各年9月末）。
2018（平成30）年～2025（平成37）年は、本市による推計。

③介護保険給付費等

第6期介護保険事業計画の給付実績は、計画値以内で推移しています。



※サービスごとに小数第一位で四捨五入しているため、年度によっては合計があわない場合があります。

【参考】

・認知症高齢者数

	2017 (H 29)	2018 (H 30)	2019 (H 31)	2020 (H 32)	2025 (H 37)
認知症高齢者 (人)	415	444	453	462	474
認定者に占める割合	42.2%	45.4%	46.5%	47.5%	50.1%
高齢者に占める割合	6.4%	6.9%	7.0%	7.2%	7.8%
認定者数 (人)	984	979	974	974	946
高齢者人口 (人)	6,453	6,474	6,450	6,425	6,085

※ 2017 (平成 29) 年のみ 1 月時点の実績値。2018 (平成 30) 年以降は、10 月時点の推計。

・世帯数

	2017 (H 29)	2018 (H 30)	2019 (H 31)	2020 (H 32)	2025 (H 37)
総世帯数・割合	7,489	7,313	7,228	7,088	6,417
高齢者のみ世帯 (2 人以上) の数・割合	1,268 (16.9%)	1,251 (17.1%)	1,238 (17.1%)	1,230 (17.4%)	1,214 (18.8%)
ひとり暮らし高齢者世帯の数・割合	2,351 (31.4%)	2,379 (32.5%)	2,448 (33.9%)	2,561 (36.1%)	2,646 (41.2%)
高齢者のみ世帯 (2 人以上) + ひとり暮らし高齢者世帯の数・割合	3,619 (48.3%)	3,630 (49.6%)	3,686 (51.0%)	3,791 (53.5%)	3,860 (60.0%)

※ 2017 (平成 29) 年のみ市の独自調査による実績値。2018 (平成 30) 年以降は推計。

・必要介護人材 (対 2015 年 (H27) 年比)

	2015 (H 27)	2018 (H 30)	2020 (H 32)	2025 (H 37)
必要介護人材の人数及び対 2015 年比	457(100.0%)	466(102.0%)	467(102.3%)	482(105.6%)

※ 国の「介護人材需要推計ワークシート」による簡易推計。

(厚生労働省資料 (平成 27 年 6 月 24 日発表) の全国の介護人材需要見込量をもとに本市と全国の人口比率及び高齢化率等から推計。)

4 計画の基本的方向

①本市の基本的な考え方

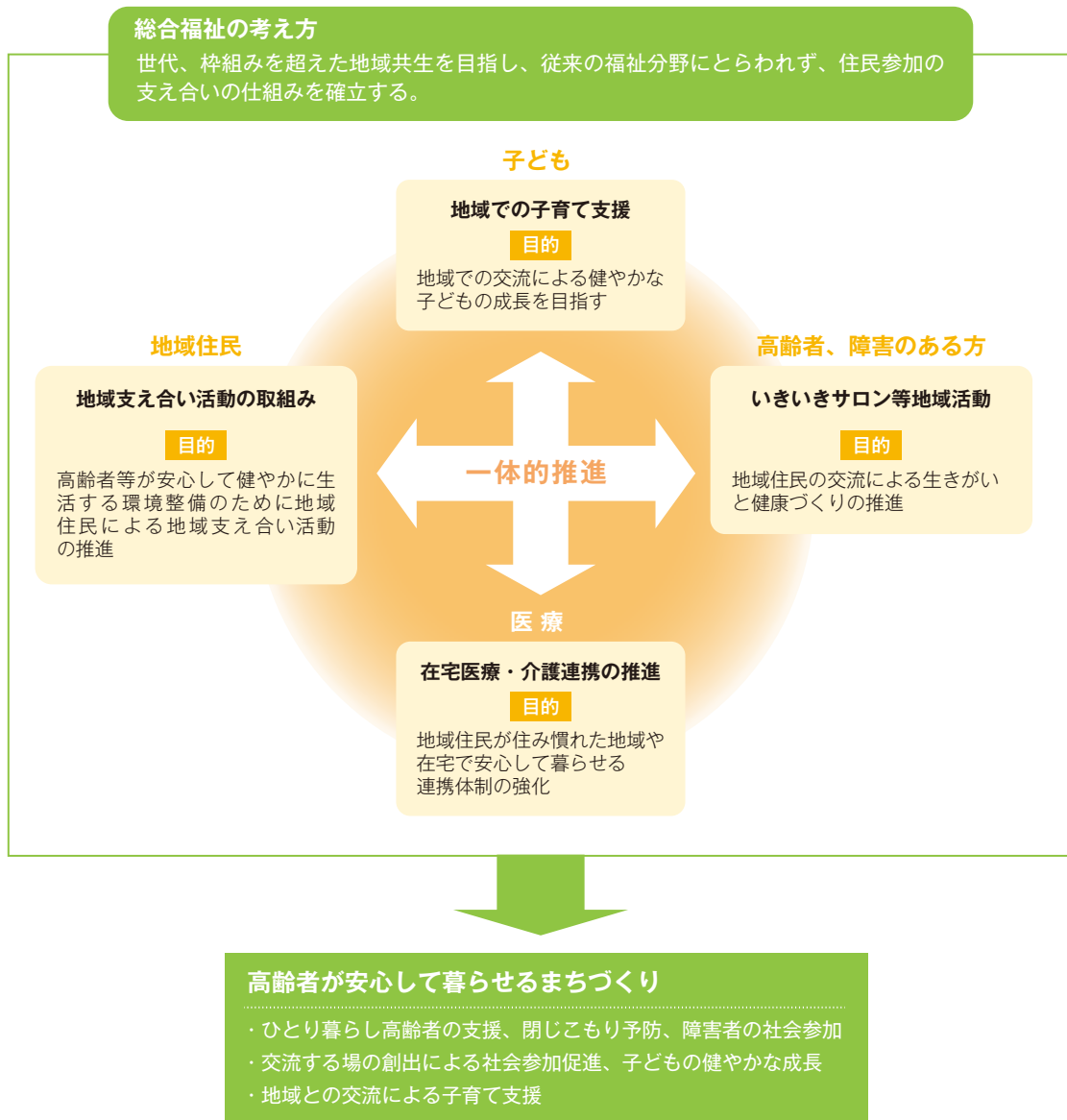
・土佐清水版地域包括ケアの推進

本市は人口減少が国の20年以上先を行っていることを踏まえ、限られた地域資源をより強固にネットワーク化することで、地域包括ケアシステムのための「つながり」を着実に深化・推進します。

・総合福祉の推進

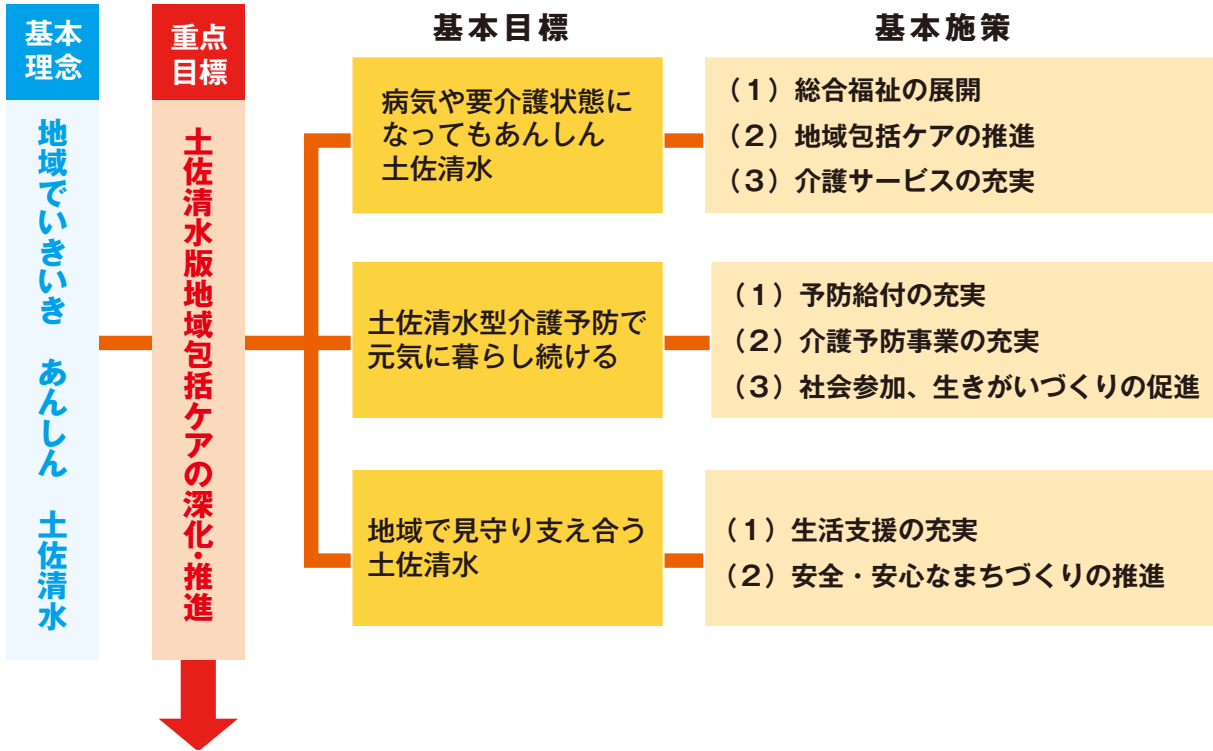
地域包括ケアシステムのための「つながり」を深化・推進していくために、高齢者だけにとらわれず、本市の「総合福祉」の考え方のもと、世代、枠組みを超えた住民参加の支え合い体制の確立を図ります。

総合福祉推進のイメージ



②基本理念と施策体系

基本理念は第6期計画に位置づけたものを継承し、次の体系のもと、施策を展開します。



③土佐清水版地域包括ケアの深化・推進

本計画では次のことを重点的に取組みます。

・地域と医療・介護・福祉が一丸となった連携体制の整備

高齢者の個別課題の解決を図る地域ケア会議と、そこから抽出された地域課題を解決するための社会基盤整備を検討する地域包括支援センター運営協議会の2層構造により、多職種連携による高齢者の安心・安全とQOLの向上を図っています。

また、在宅医療・介護連携推進事業を地域ケア会議とあわせて推進することで、土佐清水版地域包括ケアをさらに深化・推進します。

・住民主体の土佐清水型介護予防・生活支援の推進

地域支援事業を推進するとともに、生活支援・介護予防サービス推進協議会で適切な支援体制の検討を進め、土佐清水型介護予防サービスによる自立支援・重度化防止、土佐清水型生活支援サービスによる在宅生活継続の支援を推進します。

・地域とともに推進する認知症の総合支援

認知症の早期発見・早期の適切な対応のために、家族や地域の認知症への理解をさらに深める活動を推進します。また、認知症高齢者等徘徊情報システム（SOSネットワーク）へ登録する団体・事業者・住民等をさらに増進させるよう取組みを進めます。

加えて、本市作成の認知症ケアパスをすべての住民が活用することにより、認知症になっても地域で穏やかに暮らせる地域づくりを目指します。

5 介護保険サービス

①介護保険給付費等の見込み

・介護保険給付費

現状の利用状況や人口の今後の推移、消費税引上げ及び処遇改善見直し等の国の政策動向を踏まえ、総給付費（予防給付と介護給付の合計）は2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間で約48億7千万円となる見込みです。

その他給付の見込みを含めると、3年間で約53億3千万円となる見込みです。

標準給付費見込み額

（単位：千円）

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2025 (平成37)年度
総給付費	1,552,586	1,660,128	1,653,057	1,720,678
特定入所者介護サービス費等給付額	89,441	97,679	98,837	98,837
高額介護サービス費等給付額	50,248	50,874	51,478	50,449
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,811	5,903	5,973	5,973
算定対象審査支払手数料	1,764	1,764	1,764	1,755
合計（標準給付費見込み額）	1,699,850	1,816,348	1,811,109	1,877,692

・地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業等により、予防重視型の施策展開を図ることから、地域支援事業費は次の通り増加を見込みます。

地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2025 (平成37)年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	67,521	67,858	68,197	73,031
包括的支援事業・任意事業費	58,506	59,091	59,681	59,700
合計	126,027	126,949	127,878	132,731

②第1号被保険者介護保険料の設定

・介護保険財源の負担割合

介護給付に要する費用のうち50%は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～65歳未満）が保険料で負担します。

なお、本計画期間においては、第1号被保険者の保険料負担割合が22%から23%へと変更され、第2号被保険者の保険料負担割合が28%から27%へと変更されます。

・介護保険料の設定

総給付費は第6期計画期間の実績より増加することが見込まれますが、準備基金等を活用し、被保険者の負担を抑えることとします。

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの本市の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）は、次の通り、第6期計画期間と同水準に設定します。

第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）

4,850 円

第1号被保険者の介護保険料

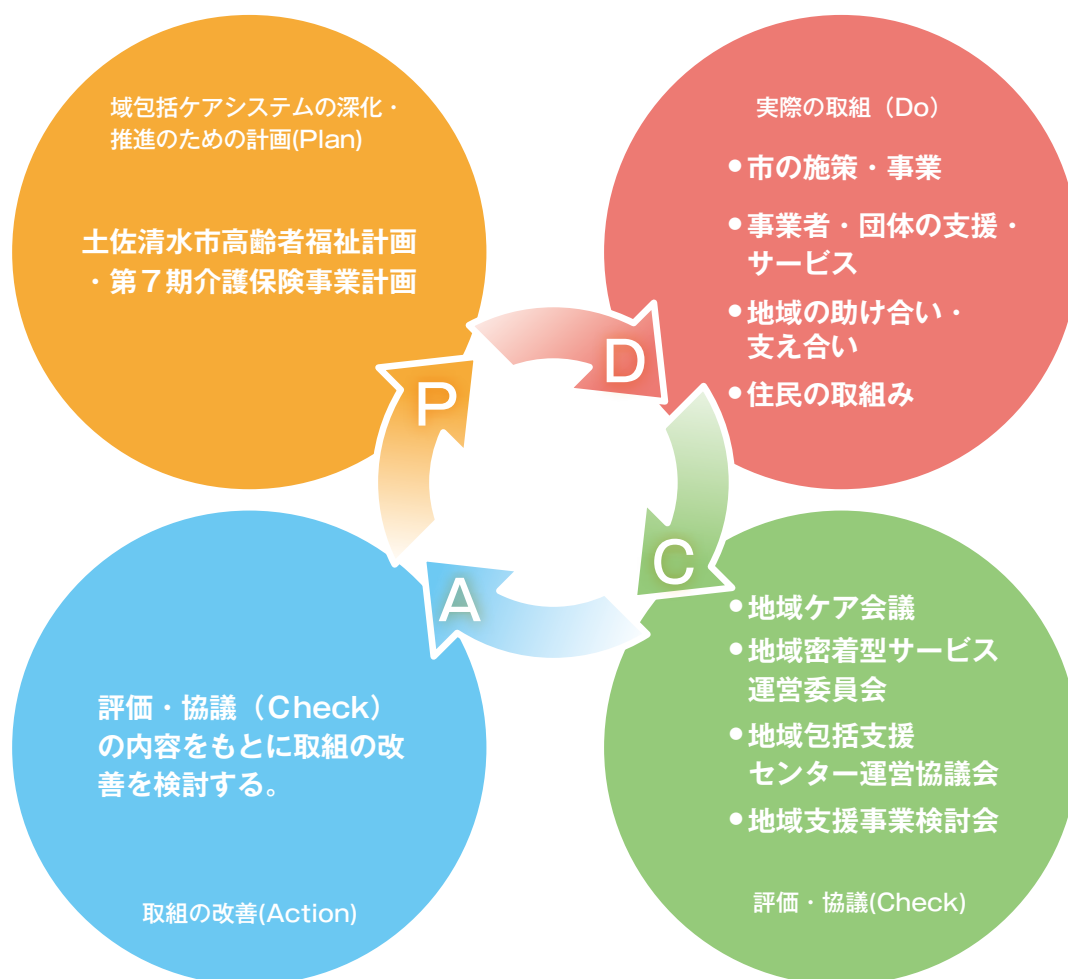
所得段階	基準	基準額に対する割合	年額介護保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.50 [※]	29,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.75	43,650円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得と課税年金収入の合計が120万円超の方	0.75	43,650円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に課税者がいる方のうち、本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90	52,380円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に課税者がいる方のうち、本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円超の方	1.00	58,200円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	69,840円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	75,660円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	87,300円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が300万円以上の方	1.70	98,940円

※ 2018（平成30）年度の第1段階の基準額に対する割合は、公費軽減後は「0.45」となり、年間保険料額は「26,190円」となります。また、消費税上げ等の政策により、基準額に対する割合は変更することがあります。



6 計画の推進と評価

本計画は、本市の総合福祉の考え方のもとで、高齢者支援施策の総合的な体系を示したものです。本計画に掲げられた施策・事業が円滑に推進されるよう、住民や各種サービス利用者、保健・医療・福祉・介護関係者、学識経験者等の幅広い参画を得ながら、随時、推進状況を点検・評価し、介護保険事業の健全な運営や、計画的な施策・事業の推進に係る課題を整理・検討し、改善を行います。



土佐清水市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

【2018（平成30）～2020（平成32）年度】

概要版

発行：土佐清水市健康推進課

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号

電話：0880-82-1254 / FAX：0880-82-5599